

新潟県最低賃金が変わります

令和7年10月2日から
時間額

前年比
65円
UP

1,050円



会社員、パート、アルバイトの方、学生さんなど
働くすべての人と雇う人のためのルールです。

※ 「各種商品小売業特定最低賃金額（時間額932円）」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業特定最低賃金額（時間額1,005円）」及び「自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業特定最低賃金額（時間額1,015円）」について、今回の改正に伴い、新潟県最低賃金額を下回ったため、令和7年10月2日からは新潟県最低賃金が適用となります。

最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。（※2）

1 時間給の場合	<table border="1"><tr><td>時間給</td><td>≧</td><td>最低賃金額(時間額)</td></tr><tr><td>円</td><td></td><td>円</td></tr></table>	時間給	≧	最低賃金額(時間額)	円		円								
時間給	≧	最低賃金額(時間額)													
円		円													
2 日給の場合	<table border="1"><tr><td>日給</td><td>÷</td><td>1日の平均所定労働時間</td><td>=</td><td>時間額</td><td>≧</td><td>最低賃金額(時間額)</td></tr><tr><td>円</td><td></td><td>時間</td><td></td><td>円</td><td></td><td>円</td></tr></table>	日給	÷	1日の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額(時間額)	円		時間		円		円
日給	÷	1日の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額(時間額)									
円		時間		円		円									
3 月給の場合	<table border="1"><tr><td>月給</td><td>÷</td><td>1か月の平均所定労働時間</td><td>=</td><td>時間額</td><td>≧</td><td>最低賃金額(時間額)</td></tr><tr><td>円</td><td></td><td>時間</td><td></td><td>円</td><td></td><td>円</td></tr></table>	月給	÷	1か月の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額(時間額)	円		時間		円		円
月給	÷	1か月の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額(時間額)									
円		時間		円		円									

4 上記 1, 2, 3 が組み合わさっている場合
例えば、基本給が日給で各手当（職務手当など）が月給の場合
① 基本給（日給）→ 2 の計算で時間額を出す
② 各手当（月給）→ 3 の計算で時間額を出す
③ ①と②を合計した額 ≧ 最低賃金額（時間額）

(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。
① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）⑥ 精進手当、通勤手当および家族手当
(※2) 詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

WEBで確認!	最低賃金に関する特設サイト	最低賃金に関するお問い合わせは新潟労働局または最寄りの労働基準監督署へ	賃金引上げ特設ページ	中小企業事業者の皆さんへ
				業務改善助成金 最大600万円を助成
	<input type="text" value="最低賃金制度"/> <input type="button" value="検索"/>	<input type="text" value="新潟労働局"/> <input type="button" value="検索"/>	<input type="text" value="賃金引上げ特設ページ"/> <input type="button" value="検索"/>	



最低賃金・賃金引上げに向けた支援

厚生労働省では、最低賃金・賃金の引上げに向けて、中小企業・小規模事業者に対する生産性向上等の支援を行っています。

主な支援施策（助成金）

・業務改善助成金

事業場内最低賃金を引上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者に、その費用の一部を助成します。労働者の賃金引上げのための生産性向上の取組が支援対象です。

・キャリアアップ助成金

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を3%以上増額設定し、その規定を適用させた場合に助成します。パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引上げが対象です。

このほか、非正規雇用労働者を正社員転換し、従前よりも賃金を3%以上増加させた場合に助成しています。

・人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）

人材確保のために雇用管理改善につながる制度等（賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度）の導入や雇用環境の整備（従業員の作業負担を軽減する機器等の導入）により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

「賃上げ」支援助成金パッケージ

生産性向上（設備・人への投資等）や正規・非正規の格差是正、より高い処遇への労働移動等を通じ、労働市場全体の「賃上げ」を支援する厚生労働省の各種助成金を「賃上げ」支援助成金パッケージにまとめています。

事業主の皆さまへ

賃金引き上げの支援策

厚生労働省は事業主の皆さまの賃上げを支援しています

業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、設備投資等を行った中小企業に、その費用の一部を助成します。中小企業で働く労働者の賃金引き上げのための生産性向上の取組が支援対象(※)です。

※申請書の賃金引き上げ交付決定時の雇用状況と一致する必要があります。

【活用例】 30人の事業場で、事業場内最低賃金労働者5人の時給を45円引き上げた場合、設備投資にかかった費用に対し最大100万円が助成されます。

賃上げコース区分	助成上限額
30円コース	30～130万円
45円コース	45～180万円
60円コース	60～300万円
90円コース	90～600万円

【適用のポイント】 賃上げ＋設備投資

- 賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画の作成が必要
- 中小企業が利用可能
- 助成額は、賃金の引き上げ額、引き上げ労働者数等によって決定
- 交付決定を受けた後に設備投資等を行う

キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を3%以上増額設定し、その規定を適用させた場合に助成します。パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

【活用例】 中小企業が賃金規定等を5%増額設定し、10人の有期雇用労働者の賃金引き上げを実施した場合、6.5万円が支給されます。

非正規雇用労働者の賃上げ率の区分	助成額（1人あたり）
3%以上4%未満の場合	4万円(2.6万円)
4%以上5%未満の場合	5万円(3.3万円)
5%以上6%未満の場合	6.5万円(4.3万円)
6%以上の場合	7万円(4.6万円)

【適用のポイント】 非正規雇用労働者の賃上げ

- 賃金規定等の増額改定に関するキャリアアップ計画の作成が必要
- 中小企業、大企業どちらも利用可能
- 原則、事業所内全ての非正規雇用労働者の賃金規定等を改定する必要あり
- 改定にあたり職務評価を活用した場合、昇給制度を新たに規定した場合は助成額を加算

働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働時間の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

【活用例】 建設業の事業場が設備投資等を実施して、3.6協定で設定する時間外・休日労働時間数の上限を引き下げた場合等に、設備投資等にかかった費用に対し最大25～50万円が助成されます。

コース区分	助成額	賃上げ加算
業種別課題対応コース(※1)	25～550万円	
労働時間削減・年次有給休暇促進コース	25～200万円	360万円(※2)
勤務時間インターバル導入コース	50～120万円	

【適用のポイント】 労働時間削減等の取組計画の作成が必要

- 労働時間削減等の取組計画の作成が必要
- 中小企業や中小企業が属する団体が利用可能
- 助成額は、成果目標の達成、賃金の引き上げ額、賃金を引き上げた労働者数等により決定
- 交付決定を受けた後に設備投資等を行う

人材開発支援助成金

職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

【活用例】 中小企業事業主が、正規雇用労働者1人につき、10時間の訓練(※1)（訓練経費10万円）を受講させ、訓練終了後、訓練受講者の賃上げ(※2)を行った場合、7万円が支給されます。

区分(※)	賃上げした場合の助成率・額	適用のポイント
①賃金助成額	労働者1人1時間あたり500円～1000円	職業訓練＋賃金助成等（訓練終了後の賃上げ等加算）
②経費助成率	訓練経費の4.5%～100% ※3経費収入を各年度の経費は、24万円/36万円	
③OJT実施助成額	1人1コースあたり12万円～25万円	

※1)人材育成支援コース(人材育成訓練)の場合
※2)賃上げ率の引き上げ率(賃上げ率)が10%以上の場合、賃上げ率を10%以上引き上げた場合、訓練終了後の賃上げ等加算
※3)訓練コースメニューによって上記区分①～③のいずれか1つが適用される賃上げ率(①～③全てが支給される場合は①～③の合計が適用される)となります。

人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）

人材確保のために雇用管理改善につながる制度等（賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度）の導入や雇用環境の整備（従業員の作業負担を軽減する機器等の導入）により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

【活用例】 複数の雇用管理制度や作業負担を軽減する機器等を導入し、賃上げ(5%以上)を行った場合、最大287.5万円が支給されます。

区分	助成額(※1-2)	適用のポイント
①賃金規定制度	50万円	雇用管理改善の取り組み（賃上げ加算）
②諸手当等制度	(40万円)	
③人事評価制度		
④職場活性化制度	25万円	
⑤健康づくり制度	(20万円)	
⑥作業負担を軽減する機器等	導入経費の0.25% (50%)	

※1)区分中の金額は、賃上げを行った場合以外の場合の助成額又は助成率
※2)①～⑤を複数導入した場合の上限額は100万円(80万円)、⑥を導入した場合の上限額は187.5万円(150万円)。

より高い処遇への労働移動等への支援

特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）
・ハローワーク等を通じて、高齢者や障害者、就職氷河期世代を含む中高年齢など（就職困難者等）を継続して雇用する事業主に助成(30万円～240万円)

・これら就職困難者等を就労経験のない職種で雇入れ、①成長分野(デジタル、グリーン)の業務に従事する労働者の雇入れ、②人材育成(人材開発支援助成金の活用)及び雇入れから3年以上に5%賃上げのいずれかを実施した場合、1.5倍の助成金を支給

早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース、中途採用拡大コース）

・雇入れ支援コース：事業規模の縮小等に伴い雇員を余儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇入れ、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

・中途採用拡大コース：中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を一定以上拡大させた場合及び中途採用率を一定以上拡大させ、そのうち45歳以上の者で一定以上拡大させ、かつ当該45歳以上の者全員を雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）
・在籍型により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較して5%以上増加させた場合に助成(上限額8,635円/1人1日あたり(1事業所あたり1,000万円))します。

☑ 支援策の詳細はHPをチェック

「賃上げ」支援助成金パッケージに関する特設サイトを設けています。特設サイトは下記QRコードからご確認ください。

